

令和5年度第2回旭市子ども・子育て会議

ファミリー・サポート・センター事業

令和6年2月26日(月)

旭市子育て支援課

1. ファミリー・サポート・センターの意義

(1)目的

雇用形態の多様化や勤務時間の長時間化等により、保育所等従来の保育サービスだけでは必ずしも十分ではなく、保育所が終了してから親が帰宅するまでの時間、子どもを安全に預かり、必要に応じ食事を提供する等の支援が求められています。さらに、地域の子育て機能の低下等により、地域の中で孤立しがちな親に対して、子育ての情報を提供したり、子育ての悩みを聞いたりするなどの支援についてもニーズが増大しています。ファミリー・サポート・センター事業は、こうしたニーズに応え、かつて地域で助け合った相互援助活動を組織化する育児支援策の一つです。

この事業は、育児の援助を受けたい者(利用会員)及び育児の援助を行いたい者(提供会員)を会員としてセンターを設置し、会員が主体的に行う育児援助活動の推進を図ることで、仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、安心して子どもを育てることのできる地域の子育て力を高めることにより児童福祉の向上を図ることを目的とします。

子ども・子育て支援法第 59 条において、「地域子ども・子育て支援事業(13 事業)」の一つに規定されており、本市においては、第2期旭市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)のなかで、本事業の開始予定を令和6年度としています。

(2)計画目標

(参考)第2期子ども・子育て支援事業計画抜粋

(地域子ども・子育て支援事業量の見込み)

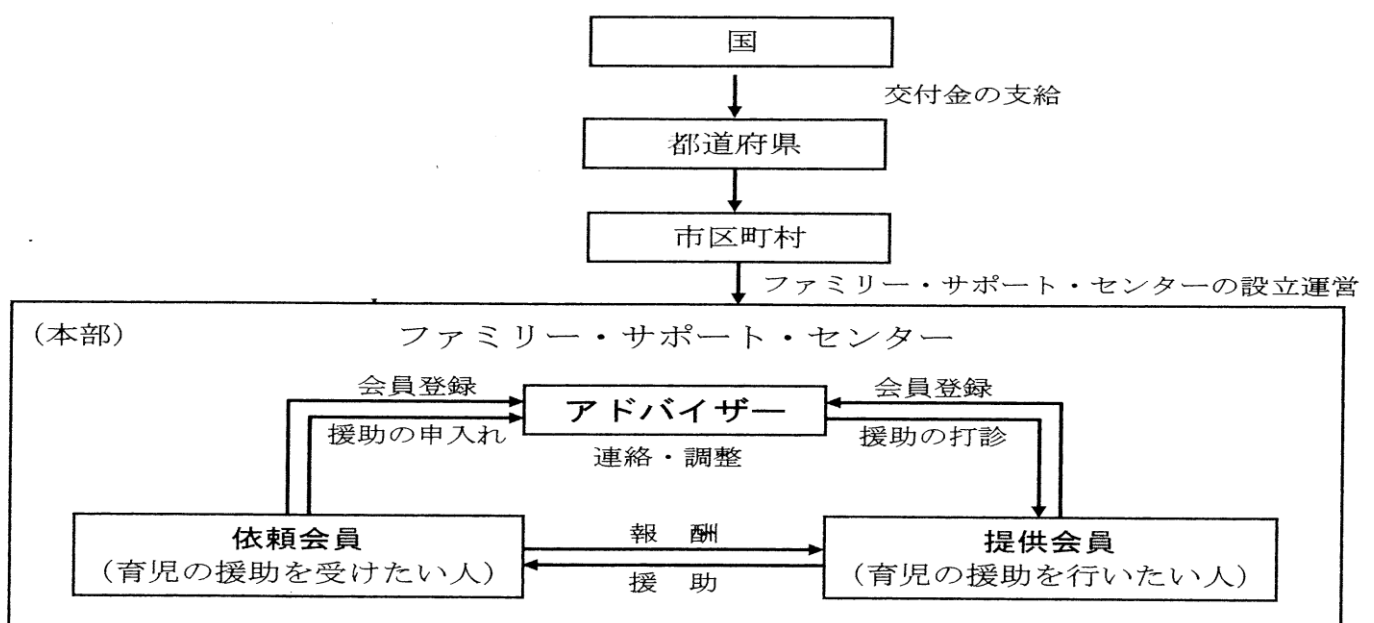
事業		単位	令和6年度
①利用者支援事業		か所	2
②地域子育て支援拠点事業		人回	16,280
③妊婦健康診査		人回	3,849
④乳児家庭全戸訪問事業		人	329
⑤養育支援訪問事業		人	40
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)		人日	7
⑦ファミリー・サポート・センター事業		人日	240
⑧一時預かり事業	幼稚園型	人日	10,975
	幼稚園型以外	人日	3,511
⑨時間外保育事業（延長保育事業）		人	366
⑩病児保育事業		人日	1,439
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	618
	高学年	人	90

2. ファミリー・サポート・センターの仕組みと運営

(1) 仕組み

ファミリー・サポート・センターの設立主体は市町村です。育児の援助を受けたい人、援助を行いたい人がセンターに申し込んで会員となります。特別な資格などは必要ありません。援助を受けることと行うことの両方を希望する場合は両方会員になることもできます。

ファミリー・サポート・センターでは、主にアドバイザーが会員間の活動の調整を行います。



(2) 運営

運営の実施は、市町村が直接実施する場合と、民間団体に事業を委託または補助する場合の2通りあります。

ファミリー・サポート・センターには、会員の管理や会員間の相互援助活動の連

絡・調整等を行う事務局を設置する必要があります。事務局には、運営業務を担うアドバイザーを置きます。アドバイザーの主な業務は、会員の募集、登録から相互援助活動の調整・助言、提供会員を対象とした講習会の開催などがあります。

(3)提供会員を対象とした講習会の開催

ファミリー・サポート・センターは、会員当事者間の信頼関係に基づき、大切な子どもを預かる相互援助活動の事業です。子どもと提供会員の活動中の安全を確保するため、またアドバイザーが安心して提供会員を紹介できるようにするためにも、提供会員に適切な知識、技術を与えるための講習会の開催が不可欠となります。たとえ保育所の送迎のみの援助活動であっても、講習を受けていなければ活動はできません。

3. 実施スケジュール(案)

- R6.4 公募型プロポーザル方式実施の公示、説明会の開催
- R6.6 プロポーザルによる入札
- R6.7 契約の締結
- R6.7～10 事業所設立準備(4か月間)
 - 会員の募集、入会手続き、研修、アドバイザーの確保
- R6.11 事業開始